

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 藤岡由裕

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF61KK00030	5RRA1AZ0002 0001		7-10				
品名 または 件名							
(7) 公務員宿舎7棟エレベーター点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊豊川駐屯地				業務隊 管理科・厚生科			
搬入場所				納 期 または 工 期			
高橋技官・佐藤准尉(3317・3352)				令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年3月11日(火)13時10分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。

令和7年2月13日～令和7年3月10日(0900～1500) (土日については電話連絡をお願い致します)

仕様書担当者 業務隊 管理科 高橋

電話番号 0533-86-3151 (内線：3317)

契約班担当者 会計隊 契約班 永井

電話番号 0533-86-3151 (内線：3337)

FAX番号0533-84-7850

メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

上記以外については別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること（入札参加時においては、令和04・05・06年度の競争参加資格を受けており、令和07・08・09年度も引き続き資格を申請して認められることを前提とする。申請の結果、規定の資格を有しない場合には入札参加は無効となる。）
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)については子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) その他入札心得に示す「事務次官指示事項」の条件を満たすもの。

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による入札にご協力をお願い致します。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名、住所及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の内容を訂正したもので、その訂正について押印していない入札
- (7) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (8) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
 - 役務請負契約条項
- (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項
 - ウ 部分払に関する特約条項

6 契約書の作成

契約書を作成する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額決定（消費税抜）

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、**令和7年3月10日（月）17時00分必着分**までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、**令和7年3月10日（月）17時00分までに**令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格決定通知書の写し及び、令和07・08・09年度全省庁統一資格を申請中であることを証明できる書類を提出してください。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 市場価格調査にご協力をお願いします。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をお願いします。
- (7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：永井
0533-86-3151 内線(3337) FAX0533-84-7850（直通）
mail:ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.jp
- (8) 仕様内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 営繕班 担当：高橋
0533-86-3151 内線(3317)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



表紙含む全5枚
仕様書番号7-10

(7) 公務員宿舎7棟エレベーター一点検役務

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

厚生科長	厚生班長	宿舎係	宿舎管理人

役務名称	(7) 公務員宿舎7棟エレベーター一点検役務				
図面名称	表紙				
業務隊長	管理科長	営繕班長	工企係長	管財係	担当者
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊				図面番号	1/5

仕 様 書

調達要求番号	5RRA1AZ0002	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(7) 公務員宿舎7棟エレベーター点検役務	作成年月日	令和7年1月23日

- 1 場 所
愛知県豊川市金屋西町2-5-2 陸上自衛隊豊川駐屯地 二見塚宿舎7棟
- 2 期 間
令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日
- 3 概 要
エレベーターの関係諸規則等に基づく機能保持点検（POG点検）
公務員宿舎7棟・・・1台
- 4 一般事項
 - (1) 本役務は、仕様書・建築基準法・人事院規則・労働安全衛生法・建築保全業務共通仕様書及び機器製造メーカーの仕様に基づき実施すること。
 - (2) 作業は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
 - (3) 本仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、監督官に申し出てその指示に従うこと。また、当然点検が必要な事項及び監督官が軽微な事項を指示した場合は、受注者において実施すること。
 - (4) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、作業場所以外の立ち入りを禁止する。作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
 - (5) 駐屯地施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し使用する場合はメーター等を設置し算定に基づき有償とする。
 - (6) 受注者は作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を監督官に提出し、了解を得た後作業を実施すること。
 - (7) 受注者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、作業前・作業中・見隠れ部分・作業後・使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完了後速やかに現像し、A4判アルバムに整理のうえ提出すること。
 - (8) 受注者は、実施内容を作業員に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び点検を徹底させること。また、作業実施責任者は、当該エレベーターの構造及び機能について熟知し、点検実務経験を有するものとする。
 - (9) 点検に伴い、施設への損傷及び隊員等に対し影響を与えた場合は、受注者の責任において修繕又は、補修を行うこと。
 - (10) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

役務名称	(7) 公務員宿舎7棟エレベーター点検役務		
図面名称	仕様書	縮 尺	—
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2 / 5

5 特記事項

- (1) 点検の種類及び点検回数
 - ア 毎月点検：月1回（年12回）
 - イ 定期点検：年1回
 - ウ 臨時点検：その都度（故障発生時等において連絡があった場合）
 - エ 24時間連絡体制確保
- (2) 点検内容は建築保全業務共通仕様書（最新版）及び関係諸規則による。
- (3) 点検に必要な工具、計器類及び消耗部品等は受注者の負担とする。
- (4) 上記に示す消耗部品とは、可動・固定コンタクト、ヒューズ、抵抗管、かごドア装置用Vベルト、給油器油芯、ドアシュー、蛍光灯管及びランプ類（かご室内照明用・信号用・表示用）、点検用オイル・グリス類、ウエス・サンドペーパー、ビス・ナット・ワッシャー、ギアオイル及び油圧作動油（補充分）等とする。
- (5) 点検において異常を発見した場合または、故障発見時においては、速やかに監督官に状況を報告し、応急処置を行うこと。また、消耗品以外の部品交換等による修理が必要な場合は、早急に修理見積書を監督官に提出し、監督官と協議した後、受注者において修理（部品の手配を含む）を実施すること。なお、経費については別途とする。
- (6) 受注者は緊急連絡用として、かご内部に24時間体制が確保できる電話番号を貼付けるとともに、閉じ込め故障等が発生した際に、乗客に対し必要な指示、連絡を行うこと。なお、設備の設置費及び設備維持に必要な経費等（電気料除く）は受注者の負担とする。
- (7) 受注者は故障発生時等において、インターホン等により連絡を受けた場合は、1時間以内を基準とし現地へ到着し点検及び故障に対する処置を実施すること。

6 エレベーター機器諸元

二見塚宿舍7棟

項目	仕様等	数量
製造所	クマリフト（株）	1台
型式	PS1000型	
用途	人荷用（一般型）	
制御方式	交流可変電圧可変周波数制御方式	
操作方式	方向性乗合全自動方式	
定格積載量	1,000kg	
定格速度	60m/min	
定員	15名	
停止階数	1階～9階 9箇所	
電源	動力用 3相 200V 60Hz 照明用 単相 100V	
電動機容量	7.5kw	
かご内寸法	間口1.1m 奥行2.1m 高さ2.3m	
出入り口寸法	間口1.0m 高さ2.1m	
扉形式	2枚片引戸（防犯窓有り）	
管制運転装置等	地震（S波）・火災・停電時自動着床装置 オートアナウンス装置・かご上非常ベル 各階強制停止24時間タイマー・遠隔監視用接続端子 かご内インターホン・照明換気扇自動停止	

役務名称	(7) 公務員宿舍7棟エレベーター一点検役務		
図面名称	仕様書	縮尺	—
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3/5

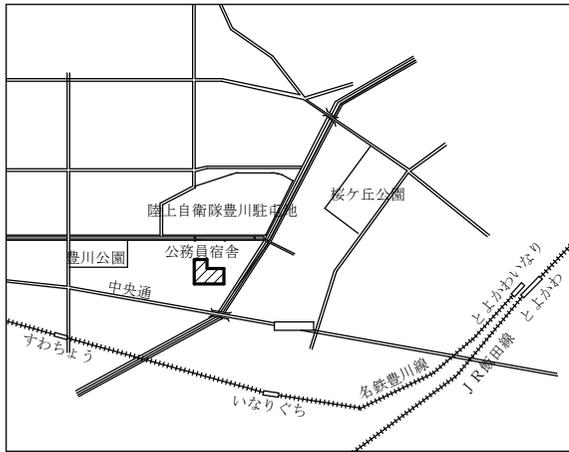
6 提出書類

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 工程表 | 1部 (契約後速やかに) |
| (2) 現場代理人通知書・略歴書 | 1部 (") |
| (3) 打合せ簿 | (その都度) |
| (4) 役務開始・完了届 | 1部 (契約後速やかに) |
| (5) 点検結果報告書 | 1部 (作業終了日に) |
| (6) 作業写真 | 1部 (作業後速やかに) |
| (7) 緊急連絡先一覧表 | 1部 (契約後速やかに) |
| (8) 昇降機検査資格者証明書の写し | 1部 (") |
| (9) 登録検査機関証明書の写し | 1部 (") |
| (10) その他指示された書類 | (その都度) |

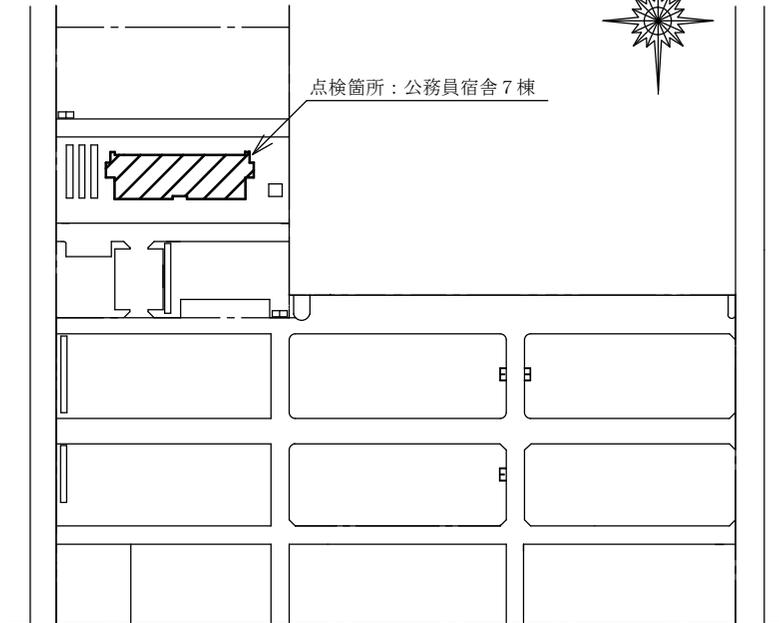
7 完了検査

作業終了後、監督官に書類を届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格をもって完了とする。

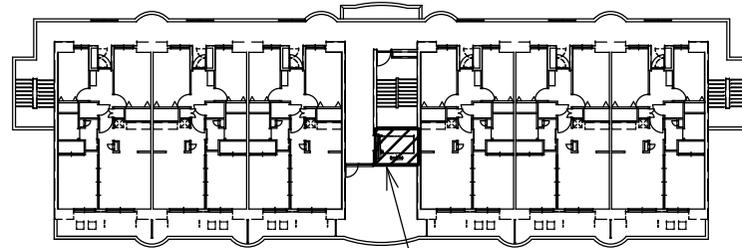
役務名称	(7) 公務員宿舎7棟エレベーター点検役務		
図面名称	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	4 / 5



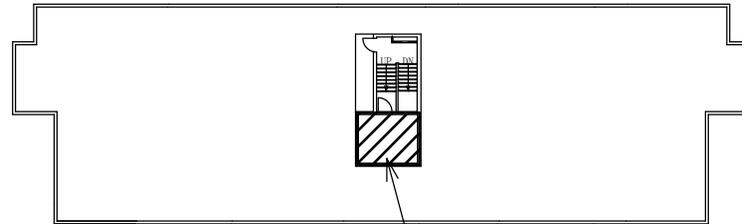
公務員宿舎案内図 S : 1 / X



公務員宿舎配置図 S : 1 / 2, 500



公務員宿舎7棟平面図 S : 1 / 500



公務員宿舎7棟屋上平面図 S : 1 / 500

役務名称	(7) 公務員宿舎7棟エレベーター点検役務		
図面名称	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	5 / 5

